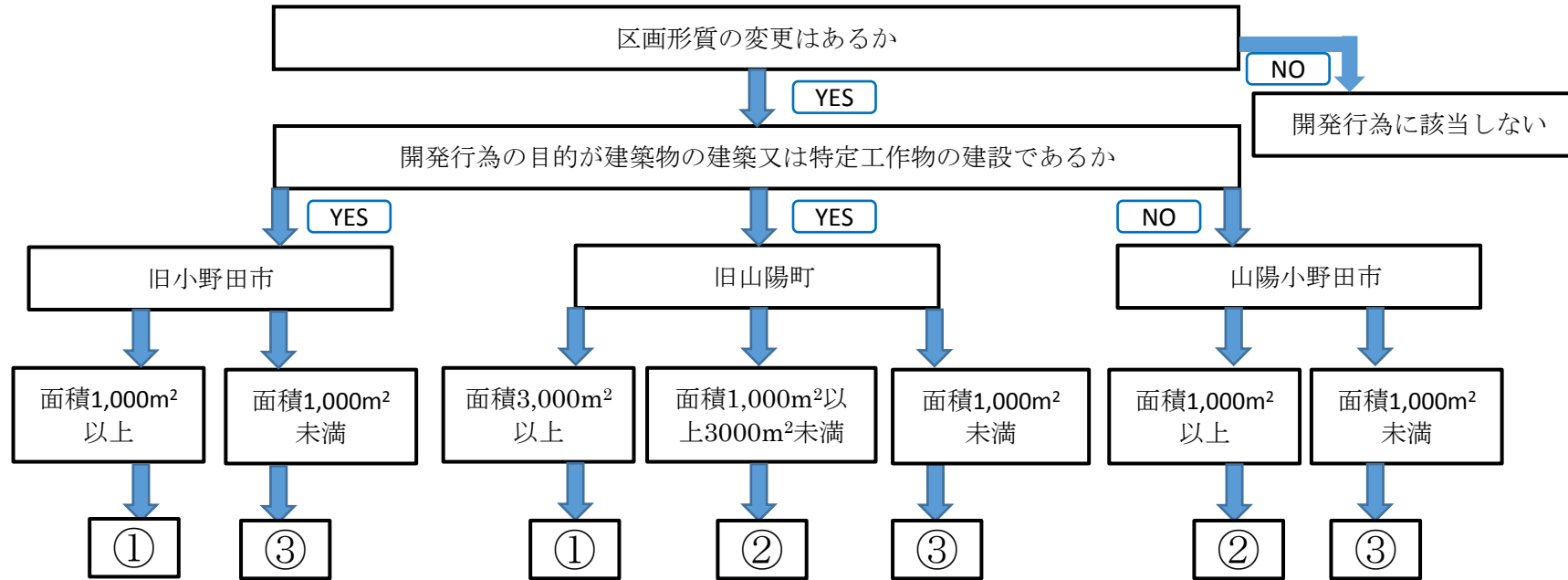


◆ 開発行為許可フロー



	手続き	備考
①	都市計画法第29条に基づく開発行為許可申請必要	1ha未満は市長許可 1ha以上は県知事許可
②	山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例による土地開発届出必要	建築物の建築又は特定工作物の建設でない場合、「開発行為で無い旨の届出」の提出
③	1. 都市計画法第29条に基づく開発行為許可申請不要 2. 山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例による土地開発届出不要	

※詳細については、開発許可ハンドブックをご覧ください。山陽小野田市都市計画課までご相談ください。
 ※開発許可ハンドブックについては、山口県のホームページ(土木建築部建築指導課)に添付されております。